

○酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置要綱

(平成27年5月25日告示第427号)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に当たり、広く市民、有識者等の意見を聴くことを目的として、酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言、指導等を行うものとする。

- (1) 酒田市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、推進及び効果検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア等の関係者
- (3) 住民の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会 委員名簿

委員長:佐藤 淳司委員 副委員長:吉村 昇委員

所 属	職 名	氏 名
酒田市自治会連合会連絡協議会	会長	伊 藤 則 義
庄内地域子育て応援協議会	会長	後 藤 郁 子
酒田市社会福祉協議会	会長	阿 部 直 善
さかた結婚推進連絡協議会事務局		加 藤 明 子
まつやま愛里人		工 藤 佐 規 子
東北公益文科大学	特任講師	中 原 浩 子
ヤマガタ未来ラボ	代表	田 中 麻 衣 子
酒田市PTA連合会	副会長	相 蘇 信 広
酒田商工会議所	会頭	佐 藤 淳 司
酒田ふれあい商工会	会長	富 樫 秀 克
酒田青年会議所	理事長	菊 池 武 彦
庄内みどり農業協同組合	代表理事組合長	阿 部 茂 昭
酒田市袖浦農業協同組合	代表理事組合長	五 十 嵐 良 弥
北庄内森林組合	代表理事組合長	高 橋 治 雄
山形県漁業協同組合	常務理事	田 村 勇 次
酒田公共職業安定所	所長	原 清 文
庄内総合支庁地域振興課	課長	斎 藤 直 樹
飽海地区高等学校長会	会長	高 梨 博 実
東北公益文科大学	学長	吉 村 昇
東北公益文科大学	准教授	鎌 田 剛
酒田金融協会	会長	前 田 新 一
連合山形酒田飽海地域協議会	事務局長	阿 部 秀 徳
山形新聞社	取締役庄内総支社長	山 川 敏 春